

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第12回） 議事録

1. 日 時：平成27年12月11日（金）10:00～11:25

2. 場 所：独立行政法人国立公文書館 4階会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理 国際担当（The Japan News主筆）
加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	ジャーナリスト

（オブザーバー）

尾崎 護	公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー

（内閣府）

西川 正郎	内閣府審議官
河内 隆	内閣府大臣官房長
福井 仁史	内閣府大臣官房審議官
森丘 宏	内閣府大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事
波多野 澄雄	独立行政法人国立公文書館・アジア歴史資料センター長

4. 配布資料

資料1 アジア歴史資料センター15年-成果・課題・展望（波多野アジア歴史資料センター長資料）

資料2 デジタルアーカイブ機能について

資料3 対象文書の範囲及び収集機能について

資料4 情報交流機能について

○老川座長 ただいまから第12回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開会いたします。本日は、デジタル・アーカイブ機能、対象文書の範囲及び収集機能、情報交流機能について御議論をいただく予定になっております。最初に、アジア歴史資料センターの波多野センター長から同センターの取組について御説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○波多野アジ歴センター長 おはようございます。御紹介いただきました、波多野です。本日は、デジタル・アーカイブの問題について、アジア歴史資料センターとしてどのような取組を行い、そして、どういう課題に対応しているのか、そして、今後のアジア歴史資料センターについて述べたいと思います。御承知のように、アジア歴史資料センターは、近現代の日本が経験してきた明治以来の歴史資料にアクセスすることができます。「いつでも」「どこでも」「誰でも」「無料で」というモットーの下に、内外に資料の提供を行っているわけであります。現在のところ、データベースの蓄積量、作成能力、そして、この種の資料に対するアクセスの容易さという点において、なおも世界の最先端のレベルにあると認識しております。簡単に経緯をおさらいしてみますと、1994年8月、翌年に終戦50年談話として村山談話というものが出されますが、その1年前でありますけれども、村山総理が、平和友好交流計画というものを発表しまして、60ほどの事業があったのですけれども、その1つとして、このアジア歴史資料センターの設立が盛り込まれたわけであります。目標は、当時90年代の初め、慰安婦問題等の歴史問題が政府としても対応を迫られているという状況の中でありましたが、そういった背景の下で、相互理解と相互信頼を深めるための事業、そして、歴史を直視するための歴史研究支援事業を提言しました。その中で、五十嵐官房長官（当時）の下での有識者会議で、アジア歴史資料センターの在り方について、2点の指摘をいただきました。

1つ目は、日本とアジア近隣諸国等との近現代史に関する資料及び資料情報を幅広く収集し、広く一般に提供すること。もう1つは、アジア近隣諸国における関係諸施設のハブセンターとしての役割というものであります。これが、1999年に閣議決定となり、2年後の2001年、国立公文書館の1つの機関として発足いたしました。ちょうど、来年で15年ありますが、本日の発表に当たり、アジア歴史資料センターの取組・成果・課題・展望といったことをまとめたところであります。まずは、データベースの構築ということでありまして、3つの機関、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所、これらは、戦前の日本の歴史公文書の主要な部分をほとんど所蔵しているところでありますが、そこから提供されたデジタルデータに基づいて、データベースを構築する。そこで留意している点は、歴史資料ですので、1つは、データの信頼性、真正性の確保ということであります。これについては、公開データの再検証をしております、遡及点検と言いますけれども、この遡及点検を日常的に行っております。データが表示されないとか、そして歪みといいますか、資料の順序の配列の齟齬などがありまして、大体年間1,000件程度の補正作業を行っております。2つ目は、原秩序の維持、これは最も重視しているところでありまして、

それぞれ所蔵館がオリジナルオーダーといいますか、それぞれこのような分類の仕方、保存の仕方をしているということで、これをできるだけ維持する。現物資料と同等の利用感覚、そういうものを持たせるようにするということでもあります。3つ目は、データの網羅性・包括性とありますけれども、これは、どういうことかと申しますと、提供された資料を選別しないということでもあります。最近では、個人情報が含まれているものが提供されるようになりまして、その点では、多少配慮しております。といいますのは、外交史料館に行ってみられるけれども、一般に広くネットで公開するものはどうかという、そのような違いがあります。したがって、主に法人情報、個人情報でありますけれども、そういったものについては、適切な配慮をして公開しないものも含まれているということでもあります。

次に、検索機能の充実ということで、これも力を入れてきたものでありますけれども、資料目録の整理、これは提供された館からそれぞれ固有の資料目録が提供されてくるのですけれども、これをできるだけ尊重しながら、検索がしやすいような機能を幾つか付与しております。例えば、それぞれの資料の冒頭の300字をテキスト化するというようなことを行っております。そして、辞書機能の整備や表記の揺れに対応したシソーラスの整備ということを行っております。外国語でありますけれども、現在のところ、それぞれの資料について、資料目録に載っている件名、作成者名、組織名だけを英語に訳しております。中国語、韓国語については、ホームページ上では案内がありますけれども、一つ一つの資料について、中国語、韓国語に訳すということは、まだ行っておりません。いずれにしても、日本語ができないと、読めないわけですので、やはり英語を中心に、例えば中国の研究者で日本研究をしている方は、大抵英語ができますので、英語の目録だけを整備すれば当面は対応できると考えております。広報活動でありますけれども、ホームページ上のコンテンツの充実は当然のことでもありますけれども、先ほどの、公開データの再点検、検索機能の充実といったことのほかに、インターネット特別展をこれまで幾つか公開してきております。また、メルマガ方式によるニューズレターの配信を年に3～4回行っております。そして、研究者の利用者は多いのですが、特に中高校生向けや教員向けの社会科、特に歴史の先生に向けた授業の教材として利用できるような資料のリストを公開するコーナーを、ホームページ上に開設しております。そして、当然ながら、国内あるいは海外における広報活動、学会、大学、研究機関、特に図書館あるいは文書館、博物館等の職員が集まる会合などに、こちらから出向きまして、アジアの紹介やデモンストレーションを行っております。そして、韓国、台湾、アメリカといったところでデモンストレーションをすると、やはり日本研究を志している先生方には、かなり浸透してきていることが分かります。

次のページですが、15年の評価ということになるのですが、自前の評価ですけれども、1つは、3館所蔵のアジア歴史資料、このアジア歴史資料といった場合に、戦前のアジア歴史資料というのは、一体何を指すのかという議論があったようですが、結局、それぞれの3館の選別に任せてきたわけでもありますけれども、恐らく、軍については、ほぼ全てだろうと思います。外交記録についても、戦前の日本とアジアの関係を示すというこ

とになるのですが、これも8割方がそれに相当すると考えておりました、そのうち8割程度は、データベースの構築を完了しております。特に、外交資料、軍事資料については、9割以上がこれまでデータベース化を完了していると言っていいかと思います。

2つ目は、内外研究者の利便性の向上、特に外国在住のユーザーには、アジア歴史資料センターを通じて、日本の3機関が所蔵する資料へのアクセスが容易であるということは当然であります、この提供している3館に訪問しなくても、少なくとも修士論文程度は書けるということでございます。

3つ目は、段々と検索機能が充実してまいりまして、研究という面では、「研究の深化・多様化」や「ある歴史上の出来事について、3機関が所蔵する関係資料の重層的検索」と書きましたが、例えば、満州事変というような歴史事象を研究しようとする。そうすると、外交史料館だけではなくて、防衛省防衛研究所あるいは国立公文書館の資料も一体として見られるということでもあります。こういった研究上の利便性といえますか、立体的な検索が可能になるという点で、大きな評価を得ていると思います。

4つ目は、一般のユーザー、研究者以外のユーザーという意味でありますけれども、生の歴史資料に対してアクセスが割と簡単になったということでもあります。こちらとしては、先ほど申しましたように、学校教育における活用を期待しているわけでありますけれども、これからの取組ということになるかと思えます。

5つ目に、アクセス数の推移、これは、全体の数、外国及び国内を合わせたものであります、平成23年度から月別の推移であり、少しずつ増えております。中韓あるいは英語圏でどれほどのアクセスがあるのかということは、それぞれ一応揃んでいるのですが、必ずしも正確ではありません。これは、中国や韓国あるいは、その他の国々からアジア歴史資料センターにアクセスするとき、アジア歴史資料センターとしては、ドメインを基に数えているわけです。例えば、中国であればCN、韓国であればTR、台湾であればTWというように、ドメインを中心に数えておりますので、今は、ドメインを迂回して、アクセス件数がさらに多くなっていると思うものですから、これはもっと大きな数字になるかと思えますが、とりあえず、こういった月別に直しますと、平成23年の3.4万件から最近では1万件ほど増えているということになります。

課題と対応でありますけれども、デジタルデータの安定的な公開を確保するというところに力を入れておりました、バックアップ機能として、3ヶ月に1回でしたか、磁気テープによるバックアップをつくば分館に保管しております。また、安定的な運用の実績としては、東日本大震災の時にもシステムは通常通り稼働していました。このことは、宮城県で働く研究者が出版したある研究書の後書きに、「ストーブもつけられず手元に資料もないなか、本書の推敲をしようとしたとき、何もなかったかのように開かれたアジア歴史資料センターのホームページを見た感動は忘れない。」と紹介されています。そういう意味で、非常に安定しているということが言えますが、それに加えて、バックアップを常に行っているということでもあります。

そして、DjVuからPDFへの画像データの形式変換を来年度に行います。これは、経費節減

という観点からシステムを国立公文書館と統合することになっておりまして、それに合わせて、国立公文書館のデータとともにPDFに統一することにしております。2つ目の新規ユーザーの開拓というのは、先程来、申し上げたようなことであります。そして、最近、ユーザーから強い要望がございますのは、情報提供の拡大ということであります。情報提供の拡大というのは、現在、明治維新から1945年の終戦までの資料を対象にして、先ほど申し上げたように、およそ9割方データベースの構築を完了したのですけれども、その対象を3館以外に広げることが1つの要望であり、もう1つは、戦後まで広げるという要望であります。この2つがあるのですけれども、当面、リンク方式による提供資料の拡大ということを手がけております。これは、協力館といえますか、アジア歴史資料センター及び3館以外の、例えば、大学や都道府県立の図書館といった歴史資料を保存し、インターネットで公開しているところを対象にしまして、かなり交渉が必要なのですけれども、目録情報の提供を受けまして、アジアのデータベースに登録することで、アジアの検索結果からインターネットのリンク機能を通じて協力館の画像データを閲覧できるようにするというものであります。これには、色々課題があるのですけれども、地方の図書館などで、小規模なデータベースをつくり、公開しているところにとっては、アジア歴史資料センターを通じてその存在をより多くの人に知っていただけるという意味で、非常に喜ばれているかと思えます。

2つ目は、先ほど申しましたように、対象資料の拡大ということでございます。3館以外へのアクセス、例えば、旧大蔵省の戦前、戦後の資料や旧内務省のもの、そして、アジアとの関係という意味では旧拓務省等の植民地関係の資料を所蔵するところになるのですけれども、これは、既に国立公文書館に、それに相当する各省庁から資料が提供されてきておりますので、そういったものをまず優先しまして、アジア歴史資料センターに登載していくということであります。戦後資料への延伸と書きましたが、やはり設立の趣旨からして、日本とアジア諸国との関わってきた歴史、そして、その後処理という意味では、戦後処理の時期も含めるべきであると、以前から考えていたわけでありましてけれども、この8月に21世紀構想有識者懇談会の報告書が出まして、その中で、戦後資料への延伸、戦後資料を対象にすべきだという指摘がありまして、それに基づいて、現在、戦後資料のデータベースの構築ということを計画しているところであります。

少し将来の展望を述べますと、中期的なものでありますけれども、1つは、海外の素材資料にアクセスをしたいということであります。これは、直接、文書やデータベースといった原資料を入手するというよりも、恐らく、中国、韓国、台湾などでデジタルデータの蓄積が進んでおり、公開している。その部分の日本関係資料について、アジア歴史資料センターとリンクさせるといいますか、何らかのアクセスをしていただくというような広げ方があります。

2つ目が、最初のアジア歴史資料センターの設立のときに提言がありましたように、歴史資料の、少なくとも東アジアにおけるハブとしての役割と書きましたけれども、これは、

遠い将来のことですけれども、デジタル・アーカイブ・ネットワークというようなものができれば、多少歴史問題の解決にも役に立つのではないかと考えたことを持っております。

3つ目は、それに先行する取組ということになるかもしれませんが、国のレベルで取り組む公文書館というよりも、国のレベルで取り組むデジタル・アーカイブの一種のモデルだと、それになり得る性格を持っている。学術的には、原本資料を保存する、3機関のデータベースを統合しているわけでありますので、3機関がそれぞれの所蔵している数の目録情報あるいは所在情報といえますか、特に保有の目録情報をつくっています。それを一体として統合しているわけでありますので、目録はどうなっているのか、分類がどうなっているのかということ、3館についてそれぞれ知らなくてもアクセスしていけるわけですね。先ほど申しましたように、満州事変と引けば、3館の関係資料がどっと出てくるというような便利さがあります。一方、アジア歴史資料センターの階層検索をすることによって、それぞれの所蔵している館がどのような分類や目録のつくり方をしているのかということも分かるようになっておりますので、両方効果があるかなと、学術的には思います。そういう意味で、データベースを統合した効果というものは大きいと思うわけであります。

4つ目は、初代センター長の言葉を挙げました。「歴史認識の共有は不可能であるとしても、歴史資料の共有は可能」であるという認識の下に取り組んでいる次第であります。

○老川座長 ありがとうございます。波多野アジア歴史資料センター長は、この後も引き続き、有識者として議論に御参加いただきたいとします。御質問もあろうかと思いますが、引き続き、今の御説明とも若干関連するところがありますので、デジタル・アーカイブ機能、それから、対象文書の範囲及び収集機能について、事務局から説明をいただきたいとします。

○森丘課長 まず、資料ですけれども、先生方の右前に、アジア歴史資料センターのパンフレットがございますので、御参考にしていただければと思います。

資料2です。「国立公文書館の機能・施設に関する基本構想に係る主な論点」のデジタル・アーカイブ機能でございます。①国立公文書館が所蔵する文書のデジタル化を促進するため、どのような施設、体制が必要か。②我が国全体のデジタル・アーカイブ化の推進において、国立公文書館がどのような役割を果たすべきかということであります。下の左側に国立公文書館デジタル・アーカイブのホームページを載せております。右側に写真を2つ入れておりますけれども、デジタル化の作業現場及び作業風景を入れております。

2ページ目、現状ですけれども、国立公文書館におけるデジタル化の割合は、所蔵資料冊数の約1割というのが現状です。それから、デジタル化は、毎年度1.4万冊程度のスピードで進行しているということであります。作業は、修復と併せて進める必要があるということで、監督・資料保存の観点から国立公文書館施設内で実施しております。また、民間委託で実施しております。3つ目の項目、行政機関における電子化や媒体変換も進んではいないということです。4つ目の項目、アジア歴史資料のデータベースであります。5つ

目の項目、全国の公文書館等、地方等にありますが、デジタル・アーカイブの普及のため、標準仕様書というものを提供してありまして、現在、10施設との連携を実現しております。近年では、クラウドシステムを採用したモデルということでありまして、例えば、秋田県公文書館のデジタル・アーカイブでは、そのようなシステムを構築されており、ここでも、やはり人材（デジタルアーキビスト）の育成が課題となってきたということでもあります。これは、公文書管理委員会において、この秋に地方調査を行っていただいた際の話であります。

3 ページ目、課題と対応策でありますけれども、「デジタル化のための拠点の確保」ということであります。修復との連携、効率的にスキャニング等の作業を進めるための十分なスペース、多様な媒体への対応のための民間委託ということでもあります。国立公文書館本館では、スペースの問題がございますが、一方で、外に持ち出すことについて、例えば、民間委託を進めていくという場合に、先ほど作業の監督や資料の保存の観点があるということも現状で申し上げましたけれども、そういったこととの兼ね合いをどう考えるかということが課題としてございます。それから、「行政文書の電子化の推進」、「ネットワーク化推進のための仕組みの構築」ということであります。3 ページ目の下でありますけれども、デジタル化の作業の流れが写真で分かるようになってありまして、現在作業スペースは、102㎡、13台のスキャナ機、24人の人員、これは委託業者のスタッフが作業をしているという現状です。

4 ページ目は、デジタル化の取組における将来の方向性でありまして、左側が国の行政機関、右側が歴史公文書等の電子化の推進ということでございます。

5 ページ目でありますけれども、「諸外国の国立公文書館におけるデジタル化への取組」ということでありまして、デンマークとカナダの例を紹介しております。デンマークの国立公文書館でありますけれども、デジタル記録収集戦略というものに基づきまして、約184万件の写真、日記、手紙、音源、動画記録などの資料を閲覧できるデジタル・アーカイブを公開しているということでもあります。

その次のカナダのガティノー保存センターというのは、先日も御紹介いたしましたけれども、ここで大部分の文書の修復保存及びデジタル化の作業が行われているということでもあります。デジタル化を行うためのスタジオ、動画・音声等の電磁的記録媒体の長期保存措置を行う設備・施設、ハードウェアのコレクション等については、前回委員の先生方に言及いただいたところですので。こうしたデジタル化と前回の議題になりました文書の修復作業は、最上階の作業フロアで集中的に実施され、それぞれの専門分野の協業を建物の面でも可能にしているという御紹介であります。

資料3に移らせていただきます。対象文書の範囲と収集機能についても、併せて御議論いただければということでもあります。①歴史資料として重要な公文書等の散逸防止のため、国立公文書館において、どのような範囲の文書を、どのように収集していくべきか。②歴史公文書等の利用促進のため、重要な歴史文書の所在情報の把握・提供に関し、国立公文

書館においてどのような取組が求められるかということでありまして、佐藤栄作日記とKDDIの旧蔵文書、旧通信省の関係文書を写真で御紹介しております。

2 ページ目、現状でございますけれども、まず、寄贈・寄託の窓口はありますけれども、体系的・組織的な調査に基づく積極的な働きかけを行うための体制、スタッフは整っていないということでもあります。次の項目ですが、重要な歴史的文書の古書市場等への流出をチェックし、必要に応じて購入するための制度的な基盤や体制、十分な予算措置というものが無いということでもあります。3 つ目の項目でございますけれども、オーラルヒストリーのような記録活動を実施するための制度的な基盤や体制、ノウハウが十分とは言えないということでもあります。4 つ目の項目は、立法府文書について申合せが実現していないということでもあります。それから、他機関・施設をホームページでのリンクにより紹介しているわけですが、所蔵文書の相互の把握や目録等へのアクセスということは、必ずしも進んでいないということでもあります。他機関・施設との連携については、平成25年に宮内公文書館、外交史料館との共同により展示を実現したという実績がございます。

3 ページ目、課題と対応策ということでもあります。収集手段、範囲の拡大ということでありまして、購入のほか、オーラルヒストリー等を実施していく、あるいは、デジタル複製による積極的収集の展開ということが考えられるということでもあります。

次に、センター的機能の確立、連携事業の強化、体制等の整備が課題ということもございます。4 ページ以降に、これまでの主な御意見を紹介しております。

6 ページ目で、外国の収集状況を御紹介しております。アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスでございますけれども、それぞれ具体例や購入等、記載がありまして、購入に関しては、行っているところと、行っていないところがあるという状況であります。フランスの購入の部分ですが、文化遺産法典に我が国の公文書管理法に相当する規定がありまして、歴史的価値があると認定された個人文書等が売却される際には、公文書館に先買権があるということを規定しておりますけれども、特に法的根拠がなくても、購入を行っている国もあるということでもあります。

7 ページ目、諸外国における寄贈・寄託文書の例ということで、昨年アメリカに行っていた委員は御覧になったと思っておりますけれども、アメリカ国立公文書記録管理院本館の常設展示室に、デイビット・M・ルーベンスタインギャラリーというのがありまして、そこで権利の記録をテーマに展示が行われ、展示室の入口には、マグナカルタが展示されているということでもあります。このマグナカルタは、ルーベンスタイン氏から寄託されたということです。最後に、宮内公文書館と外交史料館との共同展示、平成25年春に「近代国家日本の登場—公文書にみる明治—」を3館共同で開催したということもございます。

○老川座長 ありがとうございます。それでは、波多野先生の御説明、それから、今の事務局の説明を踏まえまして、御質問、御意見の議論をいただきたいと思っております。

○永野委員 まず、質問なのでございますけれども、一応、今のアジア歴史資料センターでは15年やってこられて、この領域というのは、対象の機関に関しては、デジタル・アーカイブ化

がかなりの割合まで完了しているというふうにお聞きしました。その中に、当然、国立公文書館が扱っていらっしゃる資料も当然含まれているわけですね。一方で、資料2の2ページに、国立公文書館におけるデジタル・アーカイブの総数は10%であるということなのですが、このデータとの関係はどうなのでしょう。つまり、その10%のほとんどがアジア歴史資料センターの対象に対応しているものなのか、他の、いわゆる対象以外のアーカイブもかなり国立公文書館としてはやっつけられているのかというのをお聞きしたいのですけれども。

○波多野アジ歴センター長 国立公文書館のデジタル・アーカイブの10.6%という部分でしょうか。これは、私の知る範囲では、アジ歴分も含め国立公文書館だけで所蔵している文書だと思います。

○加藤館長 国立公文書館では、所有する資料のうち、利用者のニーズの高い公開資料を中心に電子化を進めています。そして、今、波多野アジ歴センター長が御説明したアジ歴分ですが、明治維新から第二次世界大戦終了までの基本的な公文書等については、概ねデジタル化が進んだところですが、戦後資料など比較的新しい時代に関するデジタル化というのは、あまり手がついておりません。

○老川座長 今のことに少し関連するのですが、アジア歴史資料センターの場合は、デジタル化が8割、9割進んでいるという話でしたけれども、これは、要するに提供元から元々デジタル化されてきているという理解でよろしいでしょうか。

○波多野アジ歴センター長 そうですね。提供元が何を提供するかを選んで、デジタル化した上で、デジタルデータを提供してくるわけです。

外交史料館から提供される外交資料と防衛研究所から提供される軍関係の資料については、対象となる資料のおよそ8割、9割は、すでに提供されていると思います。

○内田委員 同じような質問なのですが、明治維新から第二次世界大戦までのアジアの関係の資料は8割データ化している。一方で国立公文書館がお持ちの明治維新から第二次世界大戦終了までの資料、つまり、アジア以外のものということになるかもしれませんが、それは、まだ全然手つかずということでした。そうしますと、国立公文書館がお持ちの明治維新から第二次世界大戦までの資料全体でいうと、デジタル化の比率はどれほどですか。

○加藤館長 明治維新から第二次世界大戦終了までの基本的な公文書等については、デジタル化が進んでいますが、比較的新しい時代の資料は全体量が多いこともあり、デジタル化の比率は、今、申し上げましたように、あまり高くありません。また、今、ほとんどが内閣文庫の資料のデジタル化に精力を費やしておりまして、そちらの方まで、まだ手が回っていないという現状です。

○老川座長 つまり、アジア歴史資料センターが持つておられる国立公文書館のデジタル化された資料というのは、先ほど仰った10.6%のうち一部ということですか。

○加藤館長 はい。

○永野委員 実際にアーカイブズを広げていくときに、色んな問題解決をしないといけな

と思うのですけれども、その1つのモデルが、今、アジア歴史資料センターのお話の中にあつたように思うのです。だから、1つのチャンネルとしては、そここのところのやり方にうまく合わせて、デジタル化を進めていくというのがいいなとお話を聞いていて思ったのです。多くの色々なノウハウがあると思うのですけれども、先ほど、この範囲であっても、公文書館がお持ちのデータの中でデジタル化していないものが、まだまだたくさんあるという話になったのですけれども、そこが進まない一番大きな理由というのは、何でしょう。例えば、人手の問題なのか、それとも予算の問題なのか、場所の問題なのか、教えていただきたいと思います。

○加藤館長 公文書館の資料のデジタル化の作業そのものは難しい話ではありませんで、資料を1枚1枚広げて、スキャナに通して、それを電子ファイルに保存するというだけですから、大ざっぱに言えば、人手と場所とお金があれば、幾らでも進むということです。

現状は、人はともかくとして、場所の不足が非常に問題です。本当は、外注をして外部で一挙にやればかなり進むのですけれども、やはり原本を外に持ち出すわけにはまいりませんので、原本を地下の作業場に運んで、そこで1枚1枚広げてスキャニングをしているということです。作業そのものは、そんなに難しい話ではありません。人手と場所とお金という問題です。

○老川座長 そうすると、例えば、今、10.6%、しかし、これを増やしていかなければいけないのですが、将来的に、場所は別として、人手、それに伴うお金は、どれほどかかると考えていますか。

○加藤館長 お金は計算しておりませんが、先ほどの資料で御紹介いたしましたように、今、デジタル化が進んでいるのは、年間約1.4万冊ということですが、移管資料が2万冊以上になりますので、デジタル化が進んでいないものが増えてしまう。少なくとも、移管資料を上回る冊数だけのデジタル化を進めていけば、だんだん減っていくということです。現在、公文書館では、運営費交付金が、年間約20億から22億くらいですけれども、その3割をデジタル化やシステムの構築と維持費に充てています。約6億ですけれども、できれば、そこを倍に増やせば、倍になるというような単純計算で考えております。

○加藤委員 今の流れで、私自身、アジア歴史資料センターや公文書館を使ってきた側として発言させていただきます。アジア歴史資料センターの方は、村山内閣時代の特別な予算もあつて、非常に順調に進んできた、その裏で、国立公文書館のデジタル化が手薄になっているのではないかとの危惧が、委員の皆様の間にあるように思います。ただ、基本的には、前近代の資料を除いて、近代の昭和戦前期までの資料でいいますと、太政類典、公文録、公文類聚、公文雑纂、府県史料など、歴史的に重要な公文書はほとんどデジタル化が済んでいます。公文書管理法が施行されて、多くの省庁から行政文書が送られてくる、その選別やデジタル化に時間がかかっているという話と、歴史的に重要な公文書のデジタル化の話とは別なのだと思います。

あと、もう一点。アジア歴史資料センターが、国立公文書館、防衛省防衛研究所戦史セ

ンター、外務省外交史料館、3館の資料について、デジタル化を進めた際の重要なポイントは、先の大戦に関するものやアジアとの関連資料だけではなく、広い意味で、維新期から戦前期までの日本の歩みを示す資料をデジタル化したということです。外務省外交史料館で言えば、日本が関係した条約関係の交渉過程など、アジアとの関係だけではなく、欧州米国との関係資料など、悉皆的に含まれております。つまり、アジア歴史資料センターにおけるデジタル化は、対象資料を比較的広くとって、明治から1945年の敗戦に至るまでの日本に関して、重要な歴史的資料に関しては、3館ともにデジタル化の対象にしたということです。

ですから、波多野先生のご説明にありましたように、これからは、例えば、戦後の資料に関しても、デジタル化の対象として考えてゆくことが大事だと思います。東アジアの近隣諸国との関係を考えれば、日韓関係でいえば、1965年の日韓基本条約締結に至る資料を対象とするとか、日中関係でいえば、1972年の日中共同宣言、1979年の日中平和友好条約締結までの資料を入れるとか、を考えてよいはずです。東アジアの国々との間で、先の大戦に関する問題で処理をつける、その処置の過程がすべて日本の戦後史となりますので、1970年代くらいまでの資料まで対象に広げてゆくことが大切だと思います。

○菊池オブザーバー 加藤委員、どうもありがとうございます。私も仲間内みたいなもので、アジア歴史資料センターをつくるまでの石井米雄初代センター長の大変な御苦勞を思い浮かべて、今の加藤委員のお言葉で、大変心強く感じた次第です。3点申し上げます。

一点目は、今、お話がありましたように、アジア歴史資料センターは、多分、今、デジタル画像で2,800万画像ほどは。

○波多野アジ歴センター長 大体2,900万画像。

○菊池オブザーバー 2,900万画像ほどですか、これだけの画像を見開きのページ数でいうと、大体5,000万ページほどになるのかもしれませんが、それだけのものをデジタル化している。大変な作業で、これについては、諸外国も関係する学者の人たちだけではなく、みんな感心していることでございます。ちょうど、アジア歴史資料センターの10周年のときにシンポジウムを開いたのですけれども、中国から社会科学院の歩平先生が見えて、やはり日本のように、こういう形でもって何でもオープンにすることが非常に相互の歴史理解促進に役に立つので、是非これからも進めてほしいということを強く仰っていたことがあります。

私が館長を務めていたとき、2002年だったと思いますけれども、中国の国家档案局長の毛福民一行が来て、その人たちにアジア歴史資料センターの資料をどんどん検索して見せたところ、その中に張作霖爆殺事件についての電報が、奉天の総領事から外務省に送られました。そんな資料まで全部公開しているということで、日本は、資料を選別して公開したり、公開しないのではなくて、ちゃんと何もかも、全ての記録をありのままに出すのかということで、非常に評価をされ、驚かれたことがあります。

同じようなことが、日中、日韓の共同歴史研究に携わられた北岡伸一先生が私に言われ

たのは、「やはりああいうものというのは、真正資料を先に出した方が勝ちだよな」という御意見でした。これを私は「アーカイバル・ヘゲモニー」という言葉で言っているのですが、「実物を出す方が、それをベースに議論をすることになるから積極的にやっていった方がいいよ」という感想でして、アジア歴史資料センターについて今後とも引き続き力を入れてくれという、外部からの大変高い評価をいただいていることがございます。

二点目は、今、加藤委員からもお話がありました。第二次大戦までの平和友好交流計画では、明治維新から終戦までということで、昭和20年までの資料を中心にしてやったのですけれども、先ほどのお話にありましたように、戦後処理みたいな話のことになると、1つの目途としては、独立、講和条約発効まで目を向けていかないと、例えば、在日韓国人が、なぜ、どういう法的ステータスで戦後にいたのかななどということは分からない部分がありますから、是非、終戦までの文書に限るというタームズ・オブ・レファレンスは、是非広げていただきたいなという感じがあります。

三点目は、これも1つのお願いなのですが、やはりアーカイブズというのが、1つの、次世代の国民に対するものであるとすると、こういう歴史資料というものを、教育の場あるいは社会教育の場、学校教育の場でどう使ってもらおうかというところの、その使いやすさというものを、是非アジア歴史資料センターの方でも国立公文書館の方でもお考えいただきたい。そのために検索機能というのでしょうか、あるいはこういう用語で検索したら、これが基本的な基礎資料ですよというようなものがぱっと浮かんでくるような形の組立て方を御検討いただきたい。これについては、一方では、検索機能によって資料を提示することを通じて世論誘導してはいけない、刷り込みをしてはいけないということをする人がいますけれども逆に、全く何でもあるから、これらを使って自由にやってみると言われても、学校の先生も困ってしまうだろうしということで、やはり資料の選別といいますか、資料1にありますように、学校教育における活用のための、歴史資料への正確で簡便なアクセスというものを、基礎資料に関するだけのものであっても、もう少し拡充していただきたいと思います。

○老川座長 ありがとうございます。まだ御意見があると思いますが、もう一つのテーマがありますので、次の情報交流機能について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○森丘課長 資料4でございます。①我が国の歴史を伝える公文書の重要性を広く国民に発信するとともに、国立公文書館自体の認知度を高めるため、どのような取組が有効か。そのために、どのような体制が求められるか。②外部との連携を通じて、国立公文書館の活動をより活性化するため、どのような取組が有効か。そのために、どのような施設・体制が求められるかということであります。下に友の会と国立公文書館ニュースの写真がありますけれども、現物も配付させていただいておりますので、併せて御覧いただければと思います。

2 ページ目の現状でございます。まず、ホームページで、ツイッター、広報物、国立公

文書館ニュースでございますが、それから、外部メディア等、各種媒体を通じた情報発信を行っており、ターゲット、目的に応じた戦略的な広報、双方向コミュニケーションの充実を図っているところです。また、広報スタッフは、他の業務との兼任でありまして、広報の専門部署、専任スタッフは置かれておりません。諸外国の例で、アメリカ18名、イギリス13名というのは、昨年の調査検討会議の調査で調べていただいた事実関係でございます。

次の項目でありますけれども、平成27年9月に、国立公文書館友の会を立ち上げたということでありまして、さらなる活動の展開ということを検討しているということでもあります。続きまして、関係機関との連携協力のため、国内においては、国・地方の公文書館等の長らが参集する全国公文書館長会議というのを開いている。それから、アーカイブズ関係機関の連携・協力の場であるアーカイブズ関係機関協議会というのも開催していると。また、国際交流活動として、国際公文書館会議（ICA）というものもございまして、これらのネットワークのより効果的な活用と、そのための体制整備について、さらなる検討が必要ということでもあります。

3 ページ目、繰り返しになりますけれども、広報の強化、国立公文書館を拠点とした交流の推進、関係機関とのネットワークの積極的活用ということが課題になるということでもあります。4 ページ目が、これまでのこの会議での主な御意見でございます。5 ページ目が、情報交流のネットワークのイメージ図でございます。6 ページ目でありますけれども、諸外国の国立公文書館の例でございまして、イギリスの国立公文書館友の会におけるボランティア活動と、フランス国立公文書館のNPO等を御紹介させていただいております。

○老川座長 ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

館長に伺いますが、友の会というのは、今、どれほどのメンバーで、どういう方々が多いか、教えていただけますか。

○加藤館長 今、ここに資料でお示しましたように、11月末現在で約650名ですけれども、現在では700名くらいになっていると思います。

特にどういう方ということではありまして、主に展示会等で館に来られた方に、受付で友の会の入会をお勧めしておりまして、その場で入会していく方がかなりございます。特に、層で偏っているということはありません。

○老川座長 そういう方には、会報というか、それを送ってあげているということですか。

○加藤館長 9月にスタートしたものですから、まず、第1回目のサービスは、国立公文書館ニュースを皆さんにお届けするというので、本当は、入館が有料ですと、割引とかとなるのでしょうかけれども、元々ここは入館が無料ですので、音声ガイドの無料引き換え券や特別展の目録を差し上げる等、そういったサービスにしていきたいと思っています。

○老川座長 色々展示会のテーマを決めて、折々にやっておられるわけですがけれども、どういうところをきっかけに来ておられるか、つまり、ホームページか何かが多いのでしょうか、そういうことかデータはありますか。

○加藤館長 展示会の度に、いらしたのはどういう動機ですかというアンケートをとっておりますけれども、これも色々ですけれども、私が非常に印象的だったのは、電車の中吊り広告を見たとか、地下鉄の駅に張ってある広告を見たという方が割合多いのと、最近、新聞の文化欄でイベント情報として取り上げていただくことが多いので、そういうことを通じて展示会の存在を知ったという方が割合増えているようです。

ホームページを御覧になる方というのは、割合限られているといいましょうか、元々御覧になる方ですので、やはり電車や地下鉄の壁の広告、新聞・雑誌等のイベント情報で取り上げていただいたのが一番大きいような気がします。

○永野委員 本日議論する広報の問題ですけれども、私は、やはり教育の問題、ここでは学習と書いてありますが、そういうことと展示ということと全部関連していると思うのです。今、国立公文書館では、まだそういう専門の職員を持っていないということですが、広報に1人、教育に1人というような考えではなくて、要するに、資料に書いてありますように、広く国民に発信していくための1つの手段として、学習機能を、それは、建物としての学習機能というのものもあるし、外に出て行ってやるようなこともあるだろうし、それから、展示みたいなものもあるし、それを統括的に考えるような組織にしていくというのが重要だと思います。そのことと、実は建物は関係があるので、そこで検討していくのが一番重要だと思います。

○老川座長 ありがとうございます。それから、まだ、若干時間がありますので、最初のテーマについても含めて御自由に御議論いただきたいと思います。

○尾崎オブザーバー ありがとうございます。デジタルの話なのですけれども、デジタルについての議論というのを伺っていますと、結局、デジタル化していくことについて反対という人は誰もいないのですね。だから、デジタルをしっかりとやらなければいけないというような議論を我々はしがちなのですが、それはみんな賛成なので、それをどうやって、先ほど加藤館長が仰ったように、要するに、お金と人と場所があればできるということであれば、何とかしてうまい具合に補正予算に乗せていくということを考えてみたらいいと思うのです。

その場合、日本の補正（予算）というのは、大体景気対策ですから、民間の需要に結びつかないということであると、うまく理由がつかないのですけれども、ある程度下請けに出すというようなことでもあれば、補正の度にそれをつけてもらおうと、割合に、後が楽だと思ってしまうのです。これは、こういうものだから、どうしてもやらなければいけないからというのを査定している人に説明をするのもいいのですけれども、今度、補正をやるでしょうと、これは非常に需要があって、しかも波及効果もあるのですという説明がうまくできると、多分、デジタル化していくボリュームが増えていくのではないかと。そうでないと、理念の話のようなことになると、当初予算の話になってしまうものですから、やはり限界があるような気がします。皆さんのお話とは外れた話で申し訳ございませんけれども、そんな気がいたしまして、一言発言させていただきました。

○齋藤委員 対象文書の範囲、収集機能のところ、2つばかり気づいた点を申し上げたいと思います。今、尾崎オブザーバーから補正についてのお話があり、予算が獲得できればということになるかと思いますが、1つは、国立公文書館で私文書等の収集に積極的に力を入れたらどうかということでもあります。春先のJFK展で、キューバ危機のときの状況について、ロバート・ケネディーがメモを起こして、それは、緊迫感が非常に伝わってくるメモだったと思うのです。ですから、あのようなメモでも、歴史的に貴重な資料になり得ると思いました。

同時に、ケネディー大統領が就任したときの佐藤元総理の日記が公開されていましたが、あのような日記についても、歴史を多面的な観点で把握するという意味では貴重な資料だと思います。概して、私は政府の中のことは分かりませんが、非常に重要な決断をするときは、なかなか議事録に起こせないようなものが、こういったメモという形で残されているとすれば、私文書の収集についても力を入れていったらどうかと思います。

さらに、歴代の総理の私文書、これは、全国的に分散されてしまっていますが、本来的には、国立公文書館で収集の対象とすべきだと思います。これは、寄贈や寄託というものをお願いすることになると思うのですが、なかなか承諾を得られない場合もあるでしょうから、レプリカ、あるいはデジタル化で収集していく、それでもかなわない場合は、少なくとも所在情報の一元的な管理は、国立公文書館でしていただければと思います。

それから、国立国会図書館の憲政資料室に、かなり政治資料が集まっていると聞いておりました、これについても、国立公文書館との役割の分担と言うのでしょうか、その辺りの整理をどこかでしていく必要があるかと思いますが。

もう一点、紙媒体の文書以外の記録です。写真、映像、音声といったものについての収集というのも力を入れていただきたい。諸外国と比べると、かなりこの部分のウェイトが低いように思っているのです。これは、予算の問題もあるのでしょうけれども、そのほかに何か事情があるのかどうかを教えてください。

印象的だったのは、1つは昭和天皇の玉音放送の原盤が音声提供されたことで、今でもインターネットでアクセスすれば、非常にクリアに聞くことができます。また、私は、秋の特別展「災害に学ぶー明治から現代へー」を見させていただきまして、あのような特別展というのも、写真があるからこそ企画ができるということだと思います。こういった紙媒体以外のものについては、比較的デジタル化が容易かと思いますが、展示学習教材として使っていくとともに、インターネットで配信をしていくということで、中にはキラーコンテンツも出てくるかと思いますが、そうすると、公文書館の認知度というのはかなり高まるのではないかと思います。

○内田委員 先ほど、波多野先生からアジア歴史資料センターの取組成果において、歴史の専門家にはかなり浸透しているのではないかという大変心強い言葉があったと思うので

すが、その一方で、公文書管理法が対象にしている国民という層があって、ここへのアプローチはなかなか気が遠くなるなという気もするのですけれども、考えてみると、専門家と国民の間に、アマチュアという層がいそうな気がするのです。

この人たちというのは、例えば、学校のクラブであったり、老人大学校であったり、つまり、行政を通じて、そこの情報がとれるのではないか、特定できるのではないかという気もするのですけれども、そういうところには、むしろ、狙い打ちでアプローチをすることを考える必要があるのではないか。こういうアマチュアのクラブとか、例えば、学校の文化祭とか、つまり、彼ら自身が情報発信体になっているので、それから、メンバーはどんどん新生が入ってきて入れ替わるとか、そういうこともあるので、ここは少し狙い目なのではないかという感じがしました。

○井上委員 デジタル・アーカイブ機能に関して、アジア歴史資料センターでは、先進的な取組をされているというお話を伺い、大変心強く感じました。御報告いただいた資料1の2ページ目で、リンク方式を活用して、利用の容易性を促進していくということが書いてありますが、リンク方式には課題もあると伺いました。先進的な取組をされているアジア歴史資料センターが課題を認識されているかということは、これからデジタルアーカイブ化を進める上で重要だと思しますので、教えていただければと思います。

また、加藤館長から、1年間に1.4万冊ほどデジタル化が進んでいるが、それを上回る分量の紙媒体の文章が入ってくるので、なかなか追いつかないというお話がございました。これから、電子的に作成される公文書というのも増えてくれば、今までのように紙で入ってくるものをデジタル化するという世界とは、全く違ったものになってくる。もちろん、紙がなくなることはないと思いますけれども量的には大きく変わってきます。公文書管理法の見直しの動向や、電子行政の推進の動向も踏まえて、今後、どんな状況になりそうなのかという定量的な予測を立てておくことが必要かなと思いました。

その上で、行政の電子化が進んだ段階で、国立公文書館が果たす役割は何かということをしっかり考えておかなければいけない。デジタル媒体では見読性を維持するというのは、なかなか難しいと伺っていますので、国立公文書館がハブ的な役割を果たしていただきたいと思います。

最後にもう一点、広報活動に関してなのですけれども、これだけ重要な役割を持っているのに、広報の専門家がいないというのは、非常に御苦労があるのではないかと推察いたします。外部の方などをうまく活用されてなさっているのか、それとも本当に内部で処理されているのか、兼務で広報活動をやるというのは、現実的には難しいと思うのですけれども、その辺りの実態もお聞かせいただきたい。

実は、本日タクシーでここまで来たのですけれども、車のナビに国立公文書館が載っていないという非常にショッキングなことがありまして、美術館の隣ですと申し上げても、ナビの地図には表示されていませんでした。地図についてはどうしたらいいのか分からないのですけれども、社会への発信はとても重要であろうと思います。

○波多野アジ歴センター長 では、最初の御質問なのですけれども、現在、大体20ほどの、主に大学、県立の文書館、図書館といったところを候補に挙げておまして、それなりに資料を所蔵しており、デジタル化もある程度進んでいるところを候補にして当たっているのですけれども、既に実現したところは、琉球大学附属図書館です。そこにある矢内原忠雄文庫植民地関係資料などといった資料を既に実現しており、現在は旧高等商業学校系の大学などに申し入れを行っています。それらは、戦前の経済に関する資料をたくさん持っていて、それぞれに資料のデジタル化を進めているところも多いのです。これまでの取組で課題となっていることをいくつか紹介しますと、こちらからの提案を前向きに受け止めてもらい、具体的な準備を進めていった時点で、目録情報に対応する原本が確認できないとか、デジタル画像を見た人が原本も確認できるようにしておくことが大切であると考えているものですから、そういうことがありました。デジタルの資料があればいいのではないかという考えもあるのですけれども、やはり公文書館として仕事をするのには、どこかにデジタル画像があり、それを保証するといいますか、裏づけとなる資料があることが必要だと考えています。

もう一つは、協力館における取組の継続性が重要だと考えています。資料の内容についての問合せには、アジア歴史資料センターでは、回答できませんから、提供していただいているところに連絡してくださいということになるのですから、ある程度継続してデジタル・アーカイブを管理していただける体制があるかどうかということが重要だと思います。これは、大学だけでなく、地方の公文書館も同じように、地方の大学も専任の人をつけているところは多くないと思います。例えば、科学研究費で5年間やっても、その後誰もいなくなってしまうということが結構多く、やはり継続的にそういったところを支援するようなものが必要なのだとということをつくづく感じているところです。お金、人、あるいはノウハウの支援といったことを思います。それは、県立の文書館のデジタル化でも、大学でも同じだと思うのです。

○加藤館長 デジタル化が進んだときの国立公文書館の姿ということなのですけれども、先ほど御説明していましたように、とにかく馬力でデジタル化を進めるということが、まずは大事ですけれども、今、我々が考えていますのは、1つは、全国の公文書館との資料の共有ということが、1つの大きな課題でして、今、全国の都道府県、市町村で73カ所の公文書館といわれているものがありますけれども、今年プロジェクトとして、その73館にどんな資料があるかということの所在調査をいたしました。一応、第1回の集計が終わりまして、大体どんなところに何があるかということをおおよそ掴んだということになります。

また、当館からそれぞれの公文書館に、システム構築のための共同システムの仕様書というものを配っておりまして、これから、新しくシステムをつくる場所、システムを交換する場所は、このシステムでいけば、共同検索ができますというお知らせをしています。これまでに、73館の中で10館と資料の共同検索システムが出来上がりました。つい最

近、京都府の公文書館との共同検索が可能になりまして、これは、1つの大きな前進だと思っています。そういう姿が将来考えられます。

さらに、電子公文書の問題ですけれども、これは、お手元の資料の資料2の4ページ目についておりますけれども、ここに国の機関の電子公文書の比率が写っているということですが、とてもこういう比率にはなっておりませんで、現在国立公文書館に電子公文書として移管されている文書量というのは、実は年間数十件です。現在までの所蔵資料が約800ファイルくらいのレベルです。今は、各省庁で電子決裁が進んでいまして、約6%だと言っていますけれども、保存は、改めて紙にして保存しているというケースもたくさんありますので、資料に示しているような、電子公文書が主体になった公文書管理ということになるのは、私の感じでは、30、40年ほどかかるかなと思っています。

最後の広報活動ですけれども、これも確かに広報の専門官がおりませんので、例えば、国立公文書館ニュースについては、今、4回ありましたけれども、企画は私どもがやりまして、作成は全部外注で専門家に委託しております。ただ、確かに広報の専門官がいないものですから、こういうことについては、これから力を入れていきたいと思っています。

○加藤委員 アジア歴史資料センターが高度な技術に裏付けられて、全世界の方々にいつでもどこでも資料を見られるようにデジタル媒体として提供されているのはまことに結構なことなのですが、やはり、資料を読み解くというのは、ある意味簡単ではない。アジア歴史資料センターは、内外のプロフェッショナルからは非常に高い評価を得ていると思いますが、国民に対してどう訴えるかという点では、未だ工夫の余地がある。公文書管理委員会の方で、有識者の先生方、駒沢大学の熊本先生、それから、委員の中から保坂委員が言及なさっていたことですが、アメリカにしる、イギリスにしる、ファミリーヒストリーと言うのでしょうか、アメリカにどの船に乗って渡ってきたというようなことを、普通の人々がワシントンの公文書館で調べているわけですね。新しい国の国民には、そのような形でのニーズがある。それに対し、日本という国は、古代から戸籍がきちんとしていて、国自体も古いということで、国民一人一人が自分のルーツを調べるという発想はありません。何に興味を持って貰うか難しいと思います。

ただ、ここで1つ鍵となりそうなことは、海外にある日本関係資料という観点でありまして、終戦時、海外に日本人は680万人いたわけですね。引き揚げ関係、満州だけでも200万という数でございました。

学生などに聞きますと、祖父祖母や親族が中国大陸や朝鮮半島からの引揚げ体験を持っている方が実に多いことに気付かされます。ということは、海外に散在する日本関係資料をデジタル化して日本においても公開すれば、国民の側にもニーズがあるはずですが、先ほど、内田委員も仰っていたような、国民とプロとの間の人々、そのような人々をつかむ一つの方法として、海外に散在する日本関係資料などを調査するという項目で、補正予算なりを要求していくのは、意味がありそうです。一方、アジア歴史資料センターの今後の活動としては、21世紀懇談会でもお話がなされたと同っておりますが、日中平和友好条約締

結あたりまでをデジタル化するための費用はそこでカバーしていただく。地方への景気波及効果ということでは、先ほど加藤館長が、地方の公文書館73館中、10館ほどとは仕様書など共有できたという実績について御報告がありました。そのような公文書館以外の予算手当ができないような公文書館における資料や目録のデジタル化推進に関して、国立公文書館が金銭的な援助を行うというのは難しいわけですが、資料を統一的にデジタル化するための技術援助というような形で、バックアップする方途を考慮することも大切だと思いました。

○松岡委員 今のことに関連しまして、全く違う話なのですが、実は、皆さんも御存知の、産業遺産23カ所を世界遺産に登録するという話があります。韓国などの反発があったのですが、とりあえず、登録するという方向で動いているわけですが、その中で、ユネスコが8項目の勧告を出していて、その1つに情報センターをつくったらどうかという話があるのです。それで、23カ所の産業遺産の中には、やはり資料がどうなっているのかははっきり分からないものもたくさんありまして、そういうものを全部掘り起こしていくということこれからできないかなと、全くこれは荒唐無稽な話になるのかもしれないのですが、そういうことをやっていけば、当然23カ所については、これから観光資源にもなっていくわけですし、それが国民に直接よく知られる存在になると思います。よく、あのような産業遺産で、最初のうちは良くても、徐々にお客さんが来なくなるのは、つまり、1回行ったらそれで終わってしまうのはなぜかという、多分、資料がきちんと揃っていないからではないかと思います。資料が整っていれば、研究を進めることによって新しいものを生み出すことが出来る。だから、一度建物を見たら終わってしまうということではなくと思うので、そういう計画を梃子にして、資料の掘り起こし、できれば、産業遺産アーカイブズのようなものをつくっていくところに、例えば、国立公文書館がうまく関わっていくことはできないのかなということ、是非御検討いただけるといいなと思います。

○老川座長 貴重な御意見がたくさん出たと思います。今の御意見もそうですし、海外に存在していると思われる資料、これも今年シベリアに抑留された人たちの資料というのが報道されて、これなどは、やはり国民的に非常に大きな関心だったと思います。だから、どの国にどういうものがあるのかということを紹介するとか、そういうことも大事でしょう。それから、日本の65カ所の公文書館ももちろんですが、同時に、各大学ですね、政治家の方なども、人によっては、大学に寄贈されているというケースもきっとあるのだろうと思います。それを非常に大事にやっているところもあれば、持て余しているところもあるかもしれないし、そういうようなことも含めて、一遍に全部やろうといっても、なかなかできないと思いますけれども、例えば、こういうものというようなことを、幾つか挙げて、大学や公文書館、海外に所在しているということ、一応考えられるものを全部ピックアップして、段階を追って紹介していくというようなことが必要になってくるのではないかと思いますので、事務局もその辺りを御検討いただければと思います。

もう大分時間がまいりましたので、本日の議論は、ここまでとさせていただきます、事務局から御連絡があるようですので、よろしくお願いします。

○森丘課長 次回の日程でございますけれども、また調整させていただいて、御連絡させていただきたいと思います。先ほど、加藤陽子委員から、公文書管理委員会の話をさせていただきましたけれども、先週の公文書管理委員会で、公文書館のヘビーユーザーの研究者の5名の方々から、書面でいただいた方と、ヒアリングに来ていただいた方とございます。先ほどのデジタル・アーカイブやアジア歴史資料センターにつきましても、海外における日本研究へのインパクトというのは、極めて大きなものがあるというような趣旨の御意見をたくさんいただいておりますので、これも整理して、この調査検討会議の議論の参考にさせていただきたいと思っております。それから、本日この後、1階で企画展を開催しておりますので、お時間のある方は、是非御覧いただければと思います。最後に、机上に配布しております冊子等でございますけれども、毎回同じものを用意しておりますので、置いたままにさせていただいてよろしいかと思っております。

○老川座長 どうもありがとうございました。本日の会議はこれで終わります、お時間のある方は、今お話のあった1階で展示を御覧いただきたいと思います。